

むつ市議会第235回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成30年3月16日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第1号 むつ市のうまいは日本一推進条例
- 第2 議案第2号 むつ市コミュニティセンター脇野沢温泉条例
- 第3 議案第5号 むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第6号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第7号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第8号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第9号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第10号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第11号 むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第12号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第13号 むつ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第14号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第15号 むつ市有牛の貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第16号 むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第17号 むつ市地域特産品生産施設条例を廃止する条例
- 第16 議案第18号 指定管理者の指定の変更について
(むつ市ウェルネスパークの指定管理者の指定の期間を変更するためのもの)
- 第17 議案第19号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第18 議案第24号 平成29年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第19 議案第25号 平成29年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第20 議案第26号 平成29年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算
- 第21 議案第27号 平成29年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第22 議案第28号 平成30年度むつ市一般会計予算
- 第23 議案第29号 平成30年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第24 議案第30号 平成30年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第25 議案第31号 平成30年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第26 議案第32号 平成30年度むつ市下水道事業特別会計予算
- 第27 議案第33号 平成30年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算

第28 議案第34号 平成30年度むつ市魚市場事業特別会計予算

第29 議案第35号 平成30年度むつ市水道事業会計予算

【議案質疑、討論、採決】

第30 議案第39号 平成29年度むつ市一般会計補正予算

【委員長報告、質疑、討論、採決】

第31 請願第1号 リサイクル燃料貯蔵事業における事業環境の安定確保及び施設の操業に向けた効率的且つ迅速な審査を求める意見書の提出に関する請願

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第32 議員提出議案第1号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	野 呂 泰 喜	8番	石 田 勝 弘
9番	菊 池 広 志	10番	東 健 而
11番	佐 賀 英 生	12番	富 岡 修
13番	大 瀧 次 男	14番	中 村 正 志
15番	濱 田 栄 子	16番	浅 利 竹 二 郎
17番	佐々木 肇	18番	齐 藤 孝 昭
19番	富 岡 幸 夫	20番	村 中 徹 也
21番	川 下 八 十 美	22番	半 田 義 秋
23番	菊 池 光 弘	24番	岡 崎 健 吾
25番	鎌 田 ち よ 子	26番	白 井 二 郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	鎌 田 光 治
教 育 委 員 員 長	宮 浦 雅 子	教 育 長	遠 島 進
公 営 企 業 者 代 表 員	花 山 俊 春	政 統 括 策 務 部 長	川 西 伸 二
監 査 委 員	齊 藤 秀 人	企 画 部 長	村 田 尚
財 務 部 長	氏 家 剛	財 務 部 務 務 監	赤 坂 吉 千 代
民 生 部 長	中 里 敬	保 健 福 祉 部	瀬 川 英 之
保 福 健 祉 推 進 部 長	徳 田 暁 子	経 済 部 長	三 上 達 規
建 設 部 長	光 野 義 厚	川 内 庁 舎 長	二 本 柳 茂
大 畑 庁 舎 長	坂 井 隆	野 野 舎 所 長	浜 田 一 之
		協 野 野 舎 所 長	
		経 済 部 務 務 監	
		シ ー モ 推 進	

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（白井二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（白井二郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、3月6日、本会議終了後の議会運営委員会において、全議員で提出することで決定しましたむつ市議会委員会条例の一部を改正する条例については、この後議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご報告申し上げます。

次に、3月8日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育及び産業建設の各常任委員長、民生福祉常任委員会の副委員長及び予算審査特別委員長からそれぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

次に、3月8日、総務教育常任委員会に付託いたしました請願の審査結果については、3月9日、総務教育常任委員長から、会議規則第144条第1項の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

次に、3月5日に行われました横垣成年議員の一般質問中の発言に対し、山本留義議員から出されました議事進行については、先ほど開催されました議会運営委員会で協議した結果、質問の要旨

に含まれていない部分があったことと、また発言を取り消すべき箇所はないことを確認いたしましたので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（白井二郎） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第29 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（白井二郎） 日程第1 議案第1号 むつ市のうまいは日本一推進条例から、日程第29 議案第35号 平成30年度むつ市水道事業会計予算までの29件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長及び副委員長から報告を求めます。

まず、議案第5号から議案第11号まで及び議案第19号について、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員会委員長。

（8番 石田勝弘議員登壇）

○8番（石田勝弘） 総務教育常任委員会に付託されました議案8件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月8日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案のうち、議案第10号につきましては、反対討論がございましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか7議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第5号 むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、理事者側から、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業に関する規定等、所要の条文整備をするためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、改正により影響を受ける非常勤職員はいるのか、また、臨時職員は含まれるのかとの質疑があり、理事者側から、現在、改正により影響を受ける非常勤職員はいない。臨時職員については、条例の対象とはならないとの答弁がありました。

次に、議案第6号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、理事者側から、本年4月1日から6月28日までの間の市長の給与月額を、減額して支給するためのものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第7号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、理事者側から、青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、市職員の給料月額を平均0.19%、勤勉手当の支給割合を0.15月分引き上げるためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、改定に伴う増額分について及び支給時期について質疑があり、理事者側から、改定に伴う増額は約3,500万円となる。支給時期については、平成29年度内を予定しているとの答弁がありました。

次に、議案第8号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第10号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてあります

が、理事者側から、これら3議案は、特別職職員及び市議会議員の期末手当の支給割合を、0.1月分引き上げるためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、3議案の改定に伴う増額分について質疑があり、理事者側から、約130万円程度の増額となるとの答弁がありました。

次に、議案第11号 むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、理事者側から、企業立地の促進等による地域の産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、条例名を、むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例と定め、固定資産税の課税免除に係る対象業種の拡充、要件の緩和及び適用期限の延長をするためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、対象事業者について質疑があり、理事者側から、平成19年度に本条例が施行されて以来、適用された事業者はなく、今後の対象事業者については、現段階で把握していないとの答弁がありました。

また別の委員から、承認地域経済牽引事業とは何かとの質疑があり、理事者側から、現在、新たな基本計画を策定中であり、地域の特性などを活かした幅広い事業となる見込みであるとの答弁がありました。

次に、議案第19号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更についてありますが、理事者側から、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、平成30年度から実施予定のホタテガイ養殖残渣ジオサイクル事業及び大畑庁舎移転事業に伴い実施する予定の伊勢堂1号線改良・舗装事業に対し、過疎対策事業債を活用するため、当該計画の一部を変更するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、当該計画の変更までの流れについて質疑があり、理事者側から、当該計画の変更については、大幅な事業量の増減あるいは事業の追加または廃止という要件があり、今回の変更はどちらの要件にも該当し、県からの同意を得たうえで変更となるとの答弁がありました。

また別の委員から、半島振興法に基づく半島振興計画との関連について質疑があり、理事者側から、直接的な関連はないとの答弁がありました。

さらに別の委員から、追加される2事業の内容について質疑があり、理事者側から、ホタテガイ養殖残渣ジオサイクル事業については、川内町漁協が実施するホタテガイ養殖残渣の堆肥化事業へ補助金を交付するもので、これまで焼却処分していたものを堆肥化し、同地区の農家等へ無料の提供する予定となっている。伊勢堂1号線の道路付け替え工事については、平成31年度中に予定している大畑庁舎の移転後、現庁舎の解体を行い、そのあとに行う予定としているとの答弁がありました。

さらに別の委員から、追加される2事業の財源について質疑があり、理事者側から、さまざまな財源を模索し検討した結果、最も有利な過疎対策事業債を活用することとしたとの答弁がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（白井二郎） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第1号、議案第2号、議案第15号から議案第17号まで及び議案第25号から議案第27号までについて、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（11番 佐賀英生議員登壇）

○11番（佐賀英生） 産業建設常任委員会に付託されました議案8件について、審査の経過と結果を

ご報告申し上げます。

本委員会は、3月8日、関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第1号 むつ市のうまいは日本一推進条例についてであります。理事者側から、地産地消及び地産外商を推進するための基本理念を定め、農林水産物の消費及び利用拡大を推進することにより、地域経済の振興を図るためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第2号 むつ市コミュニティセンター脇野沢温泉条例についてであります。理事者側から、むつ市脇野沢温泉の改修及び再開に伴い、施設の設置目的や運営方法を定めるためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第15号 むつ市有牛の貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、むつ市有牛貸付審議会の委員にむつ市議会議員を選出しないこととするための条文整備をするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、むつ市有牛貸付審議会委員の定数が12名から改正後は6名となり、議員5名以外にも選出しない委員はいるのかとの質疑があり、理事者側から、現在選出されている委員は11名であるため、今後も引き続き議員以外の6名の委員によるものとするとの答弁がありました。

次に、議案第16号 むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例についてであります。理事者

側から、観光遊覧船の航路に、今年度試験運行していたイルカウォッチングコースを加えるためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、イルカウォッチングコースの所要時間と運行期間について質疑があり、理事者側から、所要時間は午前9時から10時までの約1時間で、運行期間は今年度の実績から、5月12日から6月24日までとする予定であるとの答弁がありました。

次に、議案第17号 むつ市地域特産品生産施設条例を廃止する条例についてであります。理事者側から、本年3月31日をもってむつ市大畑木材工芸センターを廃止するためのものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第25号 平成29年度むつ市下水道事業特別会計補正予算についてであります。理事者側から、決算見込みにより歳入歳出それぞれ1,534万4,000円を減額するもので、補正後の歳入歳出予算総額は13億2,145万8,000円となるとの説明がありました。

これに対し委員から、下水道の普及率及び接続率について質疑があり、理事者側から、平成28年度末の普及率が17.6%、接続率が43.2%であるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、下水道の設置には多くの予算が必要であり、市民からの信頼を得るためにも努力して普及率を高めていってほしいとの要望がありました。

次に、議案第26号 平成29年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算についてであります。理事者側から、財源更正により歳入歳出それぞれ630万円を減額するもので、補正後の歳入歳出予算総額は5,431万2,000円となるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第27号 平成29年度むつ市水道事業

会計補正予算についてであります。理事者側から、決算見込みにより補正するものであり、収益的収入及び支出において、支出では3,462万6,000円を、収入では1,964万5,000円をそれぞれ減額しているほか、資本的収入及び支出において、支出では3億1,424万9,000円を、収入では3億1,768万4,000円をそれぞれ減額しているとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

大変申しわけありません。少し説明の中で訂正箇所がありましたので、説明いたします。

「むつ市有牛貸付審査会」と申し上げましたが、正しくは「むつ市有牛貸付審議会」でしたので、訂正させていただきます。

○議長（白井二郎） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第12号から議案第14号まで、議案第18号及び議案第24号について、民生福祉常任委員会副委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員会副委員長。

（1番 原田敏匡議員登壇）

○1番（原田敏匡） 今定例会における民生福祉常任委員会の付託議案審査につきましては、むつ市議会条例第12条第1項の規定により、副委員長である私が委員長の職務を行いましたので、副委員長報告とさせていただきます。ご了承願います。

それでは、民生福祉常任委員会に付託されました議案5件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月8日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案のうち議案第12号につきましては、反

対討論がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定し、ほか4議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第12号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、平成30年度から平成32年度までの65歳以上の方を対象とする第1号被保険者の保険料の額を定めるもので、介護保険料月額基準額を第6期の6,000円から700円引き上げ6,700円として定めるほか、物件等の提出を命ぜられて正当な理由なしにこれに従わない場合等の過料を科する対象者について、現行の第1号被保険者から、第2号被保険者を加えた被保険者全体に改正するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第13号 むつ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、被保険者の住所地特例に関する規定を整備するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第14号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、本年4月1日からの国民健康保険の新たな制度への移行に向けて、国民健康保険法等の一部改正に伴う条文整備をするためのものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第18号 指定管理者の指定の変更についてであります。理事者側から、むつ市ウェルネスパークの指定管理者の指定の期間を変更するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、指定期間延長の理由を問う質疑があり、理事者側から、新体育館が完成する平成32年度からむつ市ウェルネスパークと新体育館を一体で管理することを検討しており、これに合わせるため指定期間を1年延長するものであるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、平成32年度以降も現在の指定管理者が管理を行うのかとの質疑があり、理事者側から、供用開始に合わせ、平成31年度に新たに指定管理者を公募するとの答弁がありました。

また別の委員から、工事の遅れなどで供用開始が平成32年度当初に間に合わなかった場合はどのようなのかとの質疑があり、理事者側から、新たな指定管理者公募の際に、初年度においては実際に指定管理が行われた期間に応じ精算を行うことを示した形での協定の締結を考えているとの答弁がありました。

次に、議案第24号 平成29年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。理事者側から、国の臨時的な介護職員の処遇改善加算の影響及び訪問介護、通所介護等の居宅介護サービス費の増等に伴い、介護給付費等に不足が生じたため、歳入歳出それぞれ1億5,919万円を増額するもので、補正後の歳入歳出予算総額は63億118万8,000円となるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（白井二郎） これで民生福祉常任委員会副委員長の報告を終わります。

次は、議案第28号から議案第35号までについて、予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

（17番 佐々木 肇議員登壇）

○17番（佐々木 肇） 予算審査特別委員会に付託

されました議案第28号 平成30年度むつ市一般会計予算から、議案第35号 平成30年度むつ市水道事業会計予算までの議案8件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月9日及び12日、市長、副市長、教育長及び公営企業管理者ほか関係部局長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきまして、議長を除く全議員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案について申し上げます。

初めに、議案第28号 平成30年度むつ市一般会計予算、議案第31号 平成30年度むつ市介護保険特別会計予算及び議案第32号 平成30年度むつ市下水道事業特別会計予算については、それぞれ委員1名より反対討論がありましたが、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号 平成30年度むつ市国民健康保険特別会計予算、議案第30号 平成30年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算、議案第33号 平成30年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算、議案第34号 平成30年度むつ市魚市場事業特別会計予算及び議案第35号 平成30年度むつ市水道事業会計予算については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（白井二郎） これで予算審査特別委員長の報告を終わります。

以上で、各委員長及び副委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時45分まで暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました29議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第1号

○議長（白井二郎） まず、議案第1号 むつ市のうまいは日本一推進条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第2号

○議長（白井二郎） 次は、議案第2号 むつ市コミュニティセントー脇野沢温泉条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第5号

○議長(白井二郎) 次は、議案第5号 むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第6号

○議長(白井二郎) 次は、議案第6号 むつ市長

等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第7号

○議長(白井二郎) 次は、議案第7号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第8号

○議長（白井二郎） 次は、議案第8号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第9号

○議長（白井二郎） 次は、議案第9号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第10号

○議長（白井二郎） 次は、議案第10号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。5番横垣成年議員。

（5番 横垣成年議員登壇）

○5番（横垣成年） 議案第10号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対し、反対討論をいたします。

本案は、議員報酬を1人当たり4万円引き上げるものであります。景気が回復しているといいますが、むつ市民の景気回復の実感はほとんどないという声を聞く状況を考えるならば、本案に賛同することはできません。

本案に反対いたします。

○議長（白井二郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第10号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者23人、起立しない者2人)

○議長(白井二郎) 起立多数であります。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第11号

○議長(白井二郎) 次は、議案第11号 むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第12号

○議長(白井二郎) 次は、議案第12号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員会副委員長報告に対し、質疑に入ります。

ます。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。4番工藤祥子議員。

(4番 工藤祥子議員登壇)

○4番(工藤祥子) 議案第12号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例案について、反対討論を行います。

介護保険の保険料は、生活保護の人、無年金の人、無収入の人であっても保険料は払わないといけません。本人が払えない場合は、世帯主や配偶者が納付するという仕組みで、社会保障制度の名にふさわしくない中身を抱えています。財源構成を見ても、国が25%、県と市がそれぞれ12.5%ずつ、半分の50%が保険料という仕組みで、高齢化が進み、介護サービスの利用者がふえると保険料にはね返ることになります。3年ごとの改定で、毎回保険料の値上げが続き、スタート時から見ると2倍の保険料となっていると言われています。

第6期の保険料改定で、国は初めて低所得者対策に公費を投入しましたが、国は自らこの制度の仕組みそのものに問題があることを認めたこととなります。今回は、基準月額6,000円から6,700円への値上げ改定、11.7%の増額改定率、影響人数1万8,490人、年間引き上げ総額1億3,841万5,200円と大きな市民負担増となっています。

今年度の年金支給額は据え置きとなりそうですが、今後マクロ経済スライドによる年金支給額の切り下げ、来年秋の消費税10%増税と続き、市民生活に重くのしかかってきます。

以上のように、暮らしを追い詰める本案に反対

いたします。

○議長（白井二郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第12号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。副委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者22人、起立しない者3人）

○議長（白井二郎） 起立多数であります。よって、議案第12号は副委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第13号

○議長（白井二郎） 次は、議案第13号 むつ市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員会副委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。副委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は副委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第14号

○議長（白井二郎） 次は、議案第14号 むつ市国

民健康保険条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員会副委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。副委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は副委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第15号

○議長（白井二郎） 次は、議案第15号 むつ市有牛の貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第16号

○議長（白井二郎） 次は、議案第16号 むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第17号

○議長（白井二郎） 次は、議案第17号 むつ市地域特産品生産施設条例を廃止する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第18号

○議長（白井二郎） 次は、議案第18号 指定管理者の指定の変更について、民生福祉常任委員会副委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市ウェルネスパークの指定管理者の指定の期間を変更するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。副委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は副委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第19号

○議長（白井二郎） 次は、議案第19号 むつ市過疎地域自立促進計画の変更について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第24号

○議長(白井二郎) 次は、議案第24号 平成29年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員会副委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する副委員長の報告は可決であります。副委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は副委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第25号

○議長(白井二郎) 次は、議案第25号 平成29年度むつ市下水道事業特別会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第26号

○議長(白井二郎) 次は、議案第26号 平成29年度むつ市魚市場事業特別会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よっ

て、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第27号

○議長（白井二郎） 次は、議案第27号 平成29年度むつ市水道事業会計補正予算について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第28号

○議長（白井二郎） 次は、議案第28号 平成30年度むつ市一般会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、順次発言を許可します。5番横垣成年議員。

（5番 横垣成年議員登壇）

○5番（横垣成年） 議案第28号 平成30年度むつ市一般会計予算に対し、反対討論を行います。

本案は、原子力広報調査費1,528万5,000円、電源立地地域対策交付金など原発マネーが20億6,100万円計上され、原子力関連交付金に依存した予算となっております。原発マネーがいつまでもあるわけでないと考えれば、原発マネーに頼らない予算に少しずつ変えていかなければなりません。そのような方向性は全く見受けられません。

合併の算定替が終わる2年後には、地方交付税は今より9億円も減る予定です。大型公共事業である総事業費45億円の新体育館、むつ市総合アリーナ整備事業として35億771万円が計上されております。むつ市の大型公共事業は、本庁舎移転事業の約30億円、釜臥山観光道路が約28億円、克雪ドーム周辺整備事業約26億円などがありました。それらに比べ、45億円の新体育館がいかに大きな公共事業であるかということであります。

新体育館が欲しいという市民の声は多くあります。体育館は、20億円から50億円以上とさまざまな規模があります。身の丈に合った規模なのでしょうか。防災拠点として、場所も含めもっと精査すべきであります。

砂利道の解消や側溝の整備がなかなか進みません。本予算では、たったの2カ所でございます。大畑体育館や公民館は大分古くなっております。むつ地区の品ノ木や金曲などの市営住宅も大分古くなっております。むつ地区の金谷市営住宅などのトイレ水洗化は必要でございます。学校のトイレの洋式化も必要でございます。廃校となった学校や、使用しない公共施設の解体もなかなか進みません。などなど市民の切実な事業は多くあります。新体育館をもっと規模縮小すれば、市民の切実な事業がもっと実施できるのではないでしょう

か。

4月から介護保険料が引き上げされ、年間1億4,000万円もの負担増となります。低所得者に対する何の手当てもすることのない冷たい予算となっております。

原子力関連交付金に依存した大型公共事業中心、低所得者に冷たい本予算に反対いたします。

○議長（白井二郎） これで横垣成年議員の討論を終わります。

次に、18番齊藤孝昭議員。

（18番 齊藤孝昭議員登壇）

○18番（齊藤孝昭） 議案第28号 平成30年度むつ市一般会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成30年度当初予算には、特定不妊治療費の助成や待機児童解消のための施設整備補助を初めとするゆりかごの前からも子育て応援事業、小・中学校におけるグローバルキャリア教育やむつ市立まさかり高校の創設を初めとする教育で未来を拓くひとづくり事業、新規高卒者市内定着支援を初めとするむつで生まれてむつで働くことを実現するしごとづくり事業、カラダ健康年齢お知らせ事業を初めとする脱短命県から健康長寿への健康づくり事業、総合アリーナ整備やおおみなと臨海公園、P-F-I事業を初めとするコンパクトシティモデル都市事業、ジオパークやアゲハの夜景観光の推進を初めとする“世界のむつ”へ、そして観光地として選ばれるまちづくり事業、高齢者等見守りネットワーク拡充事業を初めとする見守りを軸に全市民がつながる事業など、人口減少対策を含む事業が多く、新たな視点で将来につながる重要施策が盛り込まれています。

あわせて、4%のマイナスシーリングにより財政負担を抑える一方で、それにより生じた財源の一部にインセンティブ枠を設定し、総額で約2,000万円の新規10事業を提案したことは大きな

成果と言えるでしょう。

むつ市総合アリーナ整備事業についてであります。新市民体育館建設は、むつ市民の悲願であり、その事業に着手するための予算に反対するわけにはいきません。体育館は、後に市の資産となり、総合アリーナ整備は競技力の向上、市民の健康、地域の経済、防災、教育等々に大きな効果を与える最重要プロジェクトです。財政が厳しい状況の中で、さまざまな手法を駆使し財源を確保したことは評価に値します。

電源立地地域対策交付金については、健診事業、乳幼児医療費給付事業、妊産婦健康診断事業、消防活動提供事業、学校給食環境整備事業、社会教育施設運営事業などなど住民生活に直結したそれぞれの事業に活用されており、当市にとって重要な財源となっていることから、今後も国や県に対し、満額交付されるよう対応すべきと考えます。

最後に、一般会計予算は他の全ての特別会計及び広域運営している病院会計や消防、廃棄物処理等の会計に連動する性質上、採決の結果次第では、むつ市のみならず下北郡内の全町村の住民生活に大きな影響を与えることを考慮すべきと考えます。

市長並びに職員各位におかれましては、常に問い直し、問いかける習慣を持ち、自らの役割と責任を自覚し、時には立ちどまる勇気を持ち、平成30年度予算の執行に当たることをお願い申し上げます。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（白井二郎） これで、齊藤孝昭議員の討論を終わります。以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第28号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者3人)

- 議長(白井二郎) 起立多数であります。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第29号

- 議長(白井二郎) 次は、議案第29号 平成30年度むつ市国民健康保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第30号

- 議長(白井二郎) 次は、議案第30号 平成30年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第31号

- 議長(白井二郎) 次は、議案第31号 平成30年度むつ市介護保険特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。4番工藤祥子議員。

(4番 工藤祥子議員登壇)

- 4番(工藤祥子) 議案第31号 平成30年度むつ市介護保険特別会計予算案に反対討論を行います。

介護を家族任せでなく社会で支えるとうたって平成12年にスタートした介護保険制度ですが、改定ごとに保険料の値上げが続く一方、利用料の負担増、給付削減が行われています。特養ホームの入所を原則要介護3以上に制限、要支援1、2を給付から外し、今回は断念しましたが、要介護1、2の給付外しの計画も消えていません。

元厚生労働省老健局長として介護保険サービスを主導した堤修三氏は、業界紙の寄稿文の中で、

団塊の世代にとって介護保険は国家的詐欺になりつつあると述べています。介護保険の破綻は、高齢者だけでなく、高齢者の介護や暮らしを支えている現役世代にも大きな影響を及ぼします。誰も安心して老後を迎えられるよう、国庫負担金の増額や抜本的な制度の見直しが必要です。

介護保険制度は、多くの矛盾を抱え、国の責任が大きいかといえ、この予算案は保険料年間引き上げ総額 1 億 3,841 万 5,200 円を含む議案であり、市民の暮らしを追い詰めます。

この本案に反対いたします。

○議長（白井二郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第31号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者22人、起立しない者3人）

○議長（白井二郎） 起立多数であります。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第32号

○議長（白井二郎） 次は、議案第32号 平成30年度むつ市下水道事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。5番横垣成年議員。

（5番 横垣成年議員登壇）

○5番（横垣成年） 議案第32号 平成30年度むつ市下水道事業特別会計予算に対し、反対討論をいたします。

本案は、川内、大畑、脇野沢地区の下水道料金の引き上げ、総額で800万円が反映されている予算であります。

本案に反対いたします。

○議長（白井二郎） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第32号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者22人、起立しない者3人）

○議長（白井二郎） 起立多数であります。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第33号

○議長（白井二郎） 次は、議案第33号 平成30年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第34号

○議長（白井二郎） 次は、議案第34号 平成30年度むつ市魚市場事業特別会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第35号

○議長（白井二郎） 次は、議案第35号 平成30年度むつ市水道事業会計予算について、予算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第30 議案質疑、討論、採決

◇議案第39号

○議長（白井二郎） 次は、日程第30 議案第39号 平成29年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第39号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程第31 委員長報告、質疑、討論、
採決

◇請願第1号

○議長（白井二郎） 次は、日程第31 請願第1号
リサイクル燃料貯蔵事業における事業環境の安定
確保及び施設の操業に向けた効率的且つ迅速な審
査を求める意見書の提出に関する請願を議題とい
たします。

総務教育常任委員会に付託した請願第1号の審
査の経過並びに結果について、総務教育常任委員
長から報告を求めます。総務教育常任委員長。

（8番 石田勝弘議員登壇）

○8番（石田勝弘） 総務教育常任委員会に付託さ
れました請願第1号 リサイクル燃料貯蔵事業に
おける事業環境の安定確保及び施設の操業に向け
た効率的且つ迅速な審査を求める意見書の提出に
関する請願について、審査の経過と結果をご報告
申し上げます。

本委員会は、3月9日、紹介議員の出席を求め
て審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委
員会審査報告書のとおりであります。付託され
ました請願第1号につきましては、反対討論があ
りましたが、起立採決の結果、願意は妥当であり、
採択すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる
質疑等について申し上げます。

初めに、代表紹介議員の菊池広志議員から請願
の趣旨について、リサイクル燃料貯蔵事業の操業
開始時期の目途が立たない状況から不透明感が増
大し、地域社会に不安と閉塞感をもたらしている。
このような状況に鑑み、本市では、リサイクル燃
料貯蔵事業を最大限活用した成長戦略の再構築を
目指し、課題解決を図るため迅速な対応が求めら
れているところであり、むつ市議会においても政

府並びに関係行政機関等に対し、1、エネルギー
基本計画の改定に伴い、原子力発電所の再稼働と
新增設計画及び核燃料サイクル事業の確固たる推
進を図ることは、国力を左右するエネルギーの安
定供給・経済性・環境適合性を考慮した政策上の
観点からも最重要課題であり、より具体的な達成
目標を明記し、ぶれることのない原子力政策（核
燃料サイクル政策）を堅持するよう強く求めるも
のである。

2、原子力発電と核燃料サイクルの連携に柔軟
性を持たせ、安定的な運用を可能とするためには、
リサイクル燃料貯蔵施設の安定操業は必要不可欠
であり、施設の安全性及び健全性が速やかに確保
され、早期操業を実現できるよう強く求めるところ
である。また、核燃料サイクル事業の推進、とり
わけ中間貯蔵された燃料の処分の方針を明確化
するべきである。

3、原子力規制委員会による効率的な審査事務
の促進を図るため、運用規定類及び監理体制の抜
本的な見直しが必要不可欠であり、規制行政強化
の観点から、原子炉規制法等の法改正を含めた適
正な措置を強く求めるものである。

4、リサイクル燃料貯蔵事業における事業環境
の安定確保の観点から、政府並びに関係行政機関
等が一体となった取り組みを推進し、その基盤形
成の促進に努め、事業に対する積極的な支援を図
るべきである。

以上の4点の内容で、意見書の決議をもって強く
要望されたいとの説明がありました。

これに対し委員から、原子力規制委員会による
効率的な審査事務の促進を図るため、原子炉規制
法等の法改正を含めた適正な措置を求めるとは、
どのような意味合いかとの質疑があり、紹介議員
から、原子力規制委員会の審査は、安全安心を保
つために必要不可欠なものであると理解している
が、これまでの立地地域の協力、現在の経済状況

等を原子力規制委員会に認識していただきたいという思いからのものであるとの答弁がありました。

また別の委員から、請願の内容をむつ市議会からの意見書の提出に限定した理由は何かとの質疑があり、紹介議員から、リサイクル燃料貯蔵事業の早期操業を実現するための第1歩として、むつ市議会から意見書を提出してもらい、次の行動に繋げていくためのものであるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、リサイクル燃料貯蔵事業の早期操業については同じ思いであるが、請願とは努力義務が伴うことからすると、早期目的達成のためには意見書の提出に限定せず、むつ市議会が関係機関に対し、強く活動することを求める請願とするべきだとの意見がありました。

また別の委員から、今回の請願を提出した団体は、他の関係する町村議会に対しても、同様の請願を提出しているのかとの質疑があり、紹介議員から、他の関係町村議会にも同様に、請願を提出していると聞いているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、リサイクル燃料貯蔵施設の早期操業を実現させるためには、青森県に対しても積極的に要望活動をしていく必要があるとの意見がありました。

また別の委員から、請願が採択された場合の意見書の提出時期について、どのような思いを持っているのかとの質疑があり、紹介議員から、できるだけ早くという気持ちであるが、中身の精査が重要であると考えているとの答弁がありました。

以上で総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（白井二郎） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

ここで、議事整理のため午前11時55分まで暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午前11時55分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第1号について、質疑、討論、採決を行います。

まず、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。以上で総務教育常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、5番横垣成年議員。

（5番 横垣成年議員登壇）

○5番（横垣成年） 請願第1号 リサイクル燃料貯蔵事業における事業環境の安定確保及び施設の操業に向けた効率的且つ迅速な審査を求める意見書の提出に関する請願に対し、反対討論をいたします。

本案は、原子力発電所の再稼働と新增設計画及び核燃料サイクル事業の確固たる推進を図ることは最重要課題であり、原子力政策（核燃料サイクル政策）を堅持するよう強く求めるものであるとし、リサイクル燃料貯蔵施設の早期操業を求めているものであります。

原子力エネルギーは、今や時代おくれのエネルギーであります。NHKの3月5日に放送された「シリーズ“脱炭素革命”第2回▽激変する電力ビジネス 再生可能エネルギーへのシフト」の番組をごらんになった方はご存じのはずです。「も

んじゅ」が廃炉になり、高速炉を進めるとしましたが、高速炉は放射性物質の減容化でしかなく、核燃料サイクルを回すものではありません。

また、プルサーマル軽水炉でプルトニウムを使うといいますが、1回だけの使用で、しかも使用后、ダークマターという処理困難な放射性物質が生み出されます。したがって、核燃料サイクルというものではありません。

六ヶ所再処理工場は、24回目の延期となりました。このような中で、むつ市のリサイクル燃料貯蔵施設に新潟県の柏崎刈羽原発から一旦使用済み核燃料が搬入され操業するとなると、永久貯蔵施設となる可能性があります。第2再処理工場がなければ、50年後、搬出元新潟県の柏崎刈羽原発に返還されるといいますが、新潟県民は受け入れるでしょうか。

負の遺産となりかねないリサイクル燃料貯蔵施設の早期操業を求める本請願に反対をいたします。

○議長（白井二郎） これで横垣成年議員討論を終わります。

次に、13番大瀧次男議員。

（13番 大瀧次男議員登壇）

○13番（大瀧次男） 本請願について、賛成の討論を行います。

本請願は、7年前の東日本大震災以降停滞している原子力燃料のリサイクル事業の進展を願うものであります。大震災で大きな被害を受けた福島第一原発4基の教訓から、全国の原発の安全性が見直され、新たな規制基準に基づき、適合性の審査が行われております。

現在まで審査を終了したのが6発電所中12基、審査中が10発電所中14基となっております。審査中には、休止している東北電力東通原子力発電所1号機と電源開発大間原子力発電所が含まれております。

むつ市の中間貯蔵施設は、原発と扱いが違っていますが、現在安全性の確認作業は行われております。これらの原子力関連の施設は、国のエネルギー政策に基づき、請願書にあるとおり、エネルギーの安定供給、経済性、環境の適合性を考慮して建設されているもので、六ヶ所村のリサイクル施設との関連は一体のものとなっております。

リサイクル事業が再スタートを切るには、原発の再稼働に限らず、核燃料の再処理を含むリサイクル施設、そして中間貯蔵施設との一体化した取り組みを具体的に実現することであります。

原発が稼働しなくても、この7年、電気がとまったり使用制限がされたりしなかったではないかといって再稼働に反対する人もいますが、使用耐用年数を過ぎた火力発電所を復活利用したり、急場しのぎの安定性を欠く対策であって、長期にわたる安定したエネルギー供給源になっていないことも重視すべきであります。いたずらに不安を高めるだけで、国のエネルギー計画の進展を阻害するだけのものであります。

むつ市は、国の原子力政策推進に原子力船「むつ」を初めとして大きく寄与してきた経過がございます。もちろん安全性を前提に、信頼のもとに共生を図り、協力関係を築いてきた経緯があり、この関係を守るためにリサイクル事業、中間貯蔵施設の早期稼働の推進を求める今回の請願は、地域の商工業者のみならず、住民の意思が集約された内容となっていると理解されます。よって、当議会において請願を採択、決議すべきと考えるものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（白井二郎） これで、大瀧次男議員の討論を終わります。以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

請願第1号についてご異議がありますので、起

立により採決いたします。

請願第1号に対する委員長の報告は採択すべきものであります。本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者22人、起立しない者3人)

○議長(白井二郎) 起立多数であります。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

◎日程第32 議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

◇議員提出議案第1号

○議長(白井二郎) 次は、日程第32 議員提出議案第1号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。14番中村正志議員。

(14番 中村正志議員登壇)

○14番(中村正志) 議員提出議案第1号 むつ市議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本案は、むつ市部設置条例の一部改正により、平成30年4月1日から企画部を企画政策部に、建設部を都市整備部に、保健福祉部及び民生部の一部を福祉部、健康づくり推進部及び子どもみらい部に再編することに伴い、総務教育常任委員会が所管する企画部を企画政策部に、産業建設常任委員会が所管する建設部を都市整備部に、民生福祉常任委員会が所管する保健福祉部を福祉部、健康づくり推進部及び子どもみらい部に改めるため提案するものであります。

以上、上程されました議員提出議案第1号の提案理由であります。

○議長(白井二郎) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第1号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(白井二郎) これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第235回定例会を閉会いたします。

午後 零時08分 閉会